	本国外務大臣にあてた同日付の来簡をもつて、サン・十二年四月十一日付の往簡及びドイツ外務大臣から日日本国外務大臣からドイツ外務大臣にあてた千九百五日本国政府及びドイツ連邦共和国政府は、それぞれ、	簡について外交関係の回復に関する書	〔備 考〕
	とに決定した旨を相互に通報した。 フランシスコで署名された日本国との 平和条約の最初の効		